

2025年(令和7年度)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会

第1回 競技式典専門委員会

書面審議 議案書



湖国の感動 未来へつなぐ



キャッフィー

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



チャッフィー

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会
第 1 回 競技式典専門委員会

書 面 決 議

○審議事項

- ・第1号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 長浜市競技運営基本計画(案)について
- ・第2号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 長浜市リハーサル大会開催基本計画(案)について
- ・第3号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 長浜市施設整備基本計画(案)について

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 長浜市競技運営基本計画(案)

1 目的

第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」及び第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」における長浜市で開催される競技会については、全国から参加する選手がその能力を十分発揮できるよう、県の「第79回国民スポーツ大会競技運営基本方針」及び「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体(以下「県等」という。)との連携強化を図り、円滑かつ効率的な運営を図る。

2 内容

(1)競技運営

競技の運営については、県等と緊密な連携を図るとともに、広範多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、幅広い市民参加を含む体制づくりを行う。

(2)競技役員等の編成

競技役員等の編成については、県等と協議のうえ、多くの市民に協力を得ながら、必要な人員確保に努め、適正な配置を行う。

(3)競技会場及び練習会場の整備等

競技会場及び練習会場の整備及び確保については、県等と協議のうえ、競技運営に支障のないよう、計画的かつ効率的に行う。

(4)競技用具の整備

競技用具の整備については、現有する競技用具をできる限り活用しながら、県等と協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

(5)競技

記録競技記録の収集及び速報については、県等と協議のうえ、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

(6)リハーサル大会

リハーサル大会の開催については、競技会運営能力の向上を図るとともに、市民等の機運の醸成を図り、県等と協力して行う。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ リハーサル大会長浜市開催基本計画(案)

1 目的

第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」及び第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」(以下「国スポ・障スポ」という。)の開催に備え、競技会運営能力の向上と市民の機運の醸成を図るため、県の「第79回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」及び「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市競技運営基本計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体等(以下「県等」という。)と協力し、リハーサル大会(以下「大会」という。)を開催する。

2 大会運営、実施本部

(1)大会運営

大会の運営は、原則として国スポ・障スポに準じて実施する。また、県等と協力し、効率化を図り創意工夫を凝らした大会運営に努める。

(2)実施本部の設置

大会の運営に万全を期すため、大会実施本部を設置する。

3競技式典

(1)競技運営

競技運営の主管である県競技団体と緊密な連携のもと、関係機関及び関係団体等(以下「関係機関等」という。)と協力し、合理的かつ効率的に行う。

(2)競技役員等の編成

競技役員等の編成は、可能な限り国スポ・障スポに準じて行う。ただし、大会の規模や競技団体の実情等に応じて編成する。

(3)競技会場

大会で使用する競技会場及び練習会場は、原則として国スポ・障スポで使用する会場を充てることとし、国体開催を見据え、大会の規模や趣旨に応じた会場設営を行う。

(4)競技用具等の整備

大会に必要な競技用具は、できる限り現有するものを活用することとし、不足する場合は、借用での対応を基本とする。ただし、新たに購入するときは、国スポ・障スポでの使用を考慮し必要最低限とする。

(5)記録

競技記録の収集及び速報については、競技団体と緊密な連携のもとに、迅速かつ正確に処理するよう努める。

(6)式典

開・閉会式及び表彰式は、競技団体と協議のうえ、競技運営に支障のないように簡素に努めて実施する。

3 歓迎・おもてなし、広報、市民協働

(1)歓迎・おもてなし

選手・監督、役員、視察員及びその他大会関係者(以下「大会参加者等」という。)を温かく迎えるため、必要に応じて競技会場等に歓迎装飾や案内所、休憩所等を設置する。また、関係機関等の協力を得て必要に応じて競技会場に売店等を設置する。

(2)広報

大会の開催に対する市民の関心を高めるため、各種広報活動を展開する。

(3)市民協働

多くの市民の参画を得ながら、大会を盛り上げる活動を展開する。

4 宿泊、医事・衛生

(1)宿泊

大会参加者等をおもてなしの心で迎え、関係機関等の協力を得て、十分にくつろぐことのできる環境づくりに努める。

(2)医事・衛生

大会参加者等の傷病に速やかに対応できるよう、関係機関等の協力を得て、必要な医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

5 輸送、消防・警備

(1)輸送

大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、競技の特殊性及び競技会場への公共交通機関の状況等に応じ、必要と認められるときは、計画輸送を行う。

(2)消防・警備

雑踏事故、火災その他の災害等を未然に防止するため、関係機関等と連携して万全の体制を整える。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 長浜市施設整備基本計画(案)

1 目的

第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」及び第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」の長浜市で開催される競技会における施設整備については、競技運営に万全を期すため、県の「第79回国民スポーツ大会競技施設整備基本方針」及び「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会長浜市開催推進総合計画」に基づき、既存施設の有効活用を図りながら、競技運営に支障がないよう整備する。

2 内容

(1) 競技会場及び練習会場の整備

競技運営に支障がないよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体等(以下「県等」という。)と協議のうえ、既存施設の有効活用を原則とし、仮設等での対応を含め計画的かつ効率的に整備する。

(2) 臨時仮設物の整備

競技会の運営に係る案内所、休憩所、観客席等の臨時仮設物の整備については、県等と協議のうえ、整備する。

(3) 給排水設備の整備

休憩所及び仮設トイレ等で、給排水設備が必要と認められる箇所については、施設管理者と協議のうえ、整備する。

(4) 臨時駐車場の整備

競技会場周辺に大会関係者及び一般観覧者等の駐車場を確保するため、必要に応じて整備する。